

社会福祉法人 久山町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

久山町社協規程第2号

昭和62年4月1日制定

平成2年9月21日一部改正

平成12年3月30日一部改正

平成18年3月29日一部改正

平成20年3月28日一部改正

平成31年3月29日全部改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人久山町社会福祉協議会（以下「本会」という）。の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、会長、理事、監事、評議員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 会長については報酬を支給する。
- (2) 理事、監事、評議員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1の通り費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。
- (3) 役員等以外のものが本会の指定する会議又は行事に出席した場合はこの規程を適用する。

(報酬等の算定方法)

第4条 会長に対する報酬等の額は、別表2のとおりとする。

- 2 会長が定期の法人業務以外で法人業務を行う場合に別表1の通り費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支給する。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

(報酬等の支給方法)

第5条 会長に対する報酬の支給時期及び支給方法は、次の各号に定める時期とする。

- (1) 会長の報酬については毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたる時は、

その前日に繰り上げて支給することができる。

- (2) 任期满了、辞職又は死亡した場合には、前項の規定にかかわらず、その際支給する。
- (3) 1月に満たない期間の報酬は、日割り計算によって支給する。
- (4) 正当な理由がなく職務に従事しなかったときは、報酬を支給しない。
- (5) 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込みをもって支給する。ただし、本人の希望等により、やむを得ない事情がある場合は、通貨をもって支給することができる。
- (6) 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は平成31年4月1日から施行する。

尚、従前の規程「非常勤役職者等費用弁償規程」は廃止する。

別表1

項 目	金 額
非常勤役員の費用弁償	日額 2,500円
役員の費用弁償	日額 2,500円 但し、行政職員には支払わないものとする。

別表2

項 目	金 額
非常勤役員の報酬	会 長 月 額 60,000円